

# 和束町過疎地域自立促進市町村計画

(平成28年度～平成32年度)

京都府相楽郡和束町

## 目 次

### I 基本的な事項

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 和束町の概況               |    |
| (1) 自然的・歴史的・社会的・経済的等諸条件 | 1  |
| (2) 過疎の状況               | 2  |
| 2. 人口及び産業の推移と動向         |    |
| (1) 現況                  | 4  |
| (2) 今後の見通し              | 6  |
| 3. 行財政の状況               |    |
| (1) 行政の現況と動向            | 6  |
| (2) 財政の現況と動向            | 6  |
| (3) 施設の整備状況             | 9  |
| 4. 地域の自立促進の基本方針         | 9  |
| 5. 計画期間                 | 10 |

### II 産業の振興

|           |    |
|-----------|----|
| 1. 現況と問題点 |    |
| (1) 農業    | 10 |
| (2) 林業    | 11 |
| (3) 地場産業  | 11 |
| (4) 商業    | 11 |
| (5) 観光    | 12 |
| (6) 雇用対策  | 13 |
| 2. その対策   |    |
| (1) 農業    | 13 |
| (2) 林業    | 14 |
| (3) 地場産業  | 14 |

|          |    |
|----------|----|
| (4) 商業   | 15 |
| (5) 観光   | 15 |
| (6) 雇用対策 | 16 |

### III 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### 1. 現況と問題点

|            |    |
|------------|----|
| (1) 道路     | 16 |
| (2) 橋梁     | 18 |
| (3) バス輸送   | 18 |
| (4) 電気通信施設 | 19 |
| (5) 地域間交流  | 19 |

#### 2. その対策

|            |    |
|------------|----|
| (1) 道路     | 19 |
| (2) 橋梁     | 20 |
| (3) バス輸送   | 21 |
| (4) 電気通信施設 | 21 |
| (5) 地域間交流  | 21 |

### IV 生活環境の整備

#### 1. 現況と問題点

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 簡易水道施設  | 22 |
| (2) 下水道処理施設 | 22 |
| (3) 廃棄物処理施設 | 22 |
| (4) し尿処理施設  | 23 |
| (5) 消防防災    | 23 |
| (6) 共同浴場    | 23 |
| (7) 住宅      | 24 |

#### 2. その対策

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 簡易水道施設  | 24 |
| (2) 下水道処理施設 | 25 |
| (3) 廃棄物処理施設 | 25 |
| (4) し尿処理施設  | 25 |
| (5) 消防防災    | 25 |
| (6) 共同浴場    | 26 |
| (7) 住宅      | 26 |

## V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1. 現況と問題点

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 児童福祉施設   | 26 |
| (2) 障害者福祉施設  | 27 |
| (3) 高齢者福祉施設  | 27 |
| (4) 町民の健康づくり | 28 |

### 2. その対策

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 児童福祉施設   | 28 |
| (2) 障害者福祉施設  | 29 |
| (3) 高齢者福祉施設  | 29 |
| (4) 町民の健康づくり | 29 |

## VI 医療の確保

### 1. 現況と問題点

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 地域医療    | 30 |
| (2) 子育て支援医療 | 30 |

### 2. その対策

|          |    |
|----------|----|
| (1) 地域医療 | 31 |
|----------|----|

(2) 子育て支援医療 ······ 31

## VII 教育の振興

### 1. 現況と問題点

(1) 学校教育 ······ 31

(2) 社会教育 ······ 32

### 2. その対策

(1) 学校教育 ······ 32

(2) 社会教育 ······ 34

## VIII 地域文化の振興等

1. 現況と問題点 ······ 35

2. その対策 ······ 35

## IX 集落の整備

1. 現況と問題点 ······ 35

2. その対策 ······ 36

## X 環境の保全・資源の活用

1. 現況と問題点 ······ 36

2. その対策 ······ 36

## X I その他地域の自立促進に関し必要な事項

1. 現況と問題点 ······ 37

2. その対策 ······ 37

# I 基本的な事項

## 1. 和束町の概況

### (1) 自然的・歴史的・社会的・経済的等諸条件

#### ◎位置・区域

和束町は、東経 136 度 0 分、北緯 34 度 50 分、京都府の南端、相楽郡の北東部に位置し、京都市街地より南へ約 30 km、奈良市街地より北へ約 15 km、大阪市街地より東へ約 40 km の距離にある。

町域の北は滋賀県甲賀市信楽町、京都府宇治田原町に、南は木津川市加茂町、笠置町、南山城村に、西は井手町に接し、広さは、東西約 15 km、南北に約 10 km、総面積 64.93 km<sup>2</sup>である。

#### ◎自然・地勢

北に鷲峰山脈、南に笠置山脈の中間丘陵地であり、町の中央を 1 級河川木津川の支流である、和束川が東西に流れている。和束川流域に沿って集落が展開し、中央部から下流域にはなだらかな山並みが続き、その傾斜地が茶畠となり和束町の特色を形成している。

平成 20 年に「宇治茶の郷 和束の茶畠」が京都府の景観資産第 1 号として登録され、また、平成 27 年 4 月には本町を含む京都府南部地域の茶畠景観などが「日本茶 800 年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定された。

#### ◎気象

気候は、山間地特有の性質を示す。気温は昼と夜の差が大きく、年間平均気温は 15 °C と比較的温暖であり、雨量は年間 1,200 mm - 1,500 mm 程度で、6 - 9 月にかけて最も多く、冬季は少ない。また、和束川の流量も通常は豊富とはいえず、水不足に悩まされることもある。

#### ◎歴史

奈良朝のころ、聖武天皇の恭仁京と紫香楽宮の造営によって、この地に恭仁京東北道が開設され、両都を結ぶ要衝として拓け、「和豆香柵之莊」や「和束莊」と呼ばれていた。また豊かな山林資源は、寺社建築のための用材として用いられ、東大寺や興福寺の荘園として繁栄した。その後 1621 年徳川秀忠の娘が中宮となる時、この地を朝廷に献上したため、禁裏御料地となり、皇室直轄地として明治になるまで独自の伝統を生み出した。

明治 22 年町村制の施行によって、従来あった 15ヶ村から 4ヶ村となり、さらに昭和 29 年 12 月 15 日町村合併促進法により、東和束村、中和束村、西和束村が合併し、和束町

が誕生した。その後、昭和31年9月30日に湯船村を編入し、現在に至っている。

#### ◎道路

和束川に沿って主要地方道である府道木津信楽線と町の中央をクロスするように南北に府道宇治木屋線が走っており、府道木津信楽線は、今なお狭隘な箇所がある。また、本町の立地の向上が託される府道宇治木屋線は、狭小急勾配のカーブが連続し、その改良は、懸案事項となっている。

#### ◎公共交通

本町には、鉄道がなく、唯一平成14年10月1日から国や京都府の支援を受けて、奈良交通バスが走っている。少子高齢化・人口減少に伴い、利用者が少なく、路線を維持するために赤字補填をしている。

### (2) 過疎の状況

昭和35年国勢調査では6,889人であったが、年々減少し昭和55年国勢調査では6,290人となり、一旦昭和60年国勢調査で6,333人と増加したが、その後減少し続け、平成22年国勢調査で4,482人に減少した。

表1-1のとおり50年間の減少率は34.9%に達した。

特に、65歳以上人口が昭和35年国調では、563人に対し、平成22年には1,462人と899人の増加で、高齢者比率も8.2%から32.6%と大幅な伸びとなっている。また、15歳から29歳の若年者比率も昭和35年国調では、22.5%であったのが、平成22年国調では12.6%と9.9ポイント減少している。0歳から14歳の人口では、昭和35年国調と平成22年国調を比較すると1,728人の減少、81.6%と減少が著しく、少子高齢化が顕著となっている。

本町に過疎化を招いた要因としては、京阪神地域に近距離であるにもかかわらず、交通アクセスや生活の利便性が悪く、また就業の場が確保できない等様々な要因が挙げられる。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

| 区分                    |                            | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | 昭和 45 年 | 昭和 50 年 | 昭和 55 年 |
|-----------------------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数                   | 実数(人)                      | 6,889   | 6,566   | 6,316   | 6,244   | 6,290   |
|                       | 増減率 (%)                    | —       | △4.7    | △3.8    | △1.1    | 0.7     |
| 0 ~ 14 歳              | 実数(人)                      | 2,118   | 1,631   | 1,330   | 1,283   | 1,296   |
|                       | 増減率 (%)                    | —       | △23.0   | △18.5   | △3.5    | 1.0     |
| 15~64 歳               | 実数(人)                      | 4,208   | 4,329   | 4,311   | 4,197   | 4,103   |
|                       | 増減率 (%)                    | —       | 2.9     | △0.4    | △2.6    | △2.1    |
|                       | うち<br>15~29 歳<br>実数(人) (a) | 1,547   | 1,591   | 1,605   | 1,486   | 1,228   |
|                       | 増減率(%)                     | —       | 2.8     | 0.9     | △7.4    | △17.3   |
| 65 歳以上<br>(b)         | 実数(人)                      | 563     | 606     | 675     | 764     | 891     |
|                       | 増減率(%)                     | —       | 7.6     | 11.4    | 13.2    | 16.6    |
| (a) / 総数<br>若年者比率 (%) |                            | 22.5    | 24.2    | 25.4    | 23.8    | 19.5    |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 (%) |                            | 8.2     | 9.2     | 10.7    | 12.2    | 14.2    |

| 区分                    |                            | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 |
|-----------------------|----------------------------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 総 数                   | 実数(人)                      | 6,333   | 6,079  | 5,921  | 5,457   | 4,998   |
|                       | 増減率 (%)                    | 0.7     | △4.0   | △2.6   | △7.8    | △8.4    |
| 0 ~ 14 歳              | 実数(人)                      | 1,275   | 1,076  | 875    | 675     | 505     |
|                       | 増減率 (%)                    | △1.6    | △15.6  | △18.7  | △22.9   | △25.2   |
| 15~64 歳               | 実数(人)                      | 4,019   | 3,879  | 3,795  | 3,428   | 3,035   |
|                       | 増減率 (%)                    | △2.0    | △3.5   | △2.2   | △9.7    | △11.5   |
|                       | うち<br>15~29 歳<br>実数(人) (a) | 1,093   | 1,065  | 1,054  | 938     | 729     |
|                       | 増減率 (%)                    | △11.0   | △2.6   | △1.0   | △11.0   | △22.3   |
| 65 歳以上<br>(b)         | 実数(人)                      | 1,039   | 1,124  | 1,251  | 1,354   | 1,458   |
|                       | 増減率 (%)                    | 16.6    | 8.2    | 11.3   | 8.2     | 7.7     |
| (a) / 総数<br>若年者比率 (%) |                            | 17.3    | 17.5   | 17.8   | 17.2    | 14.6    |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 (%) |                            | 17.2    | 18.5   | 21.1   | 24.8    | 29.2    |

| 区分                    |                             | 平成 22 年 |
|-----------------------|-----------------------------|---------|
| 総 数                   | 実数 (人)                      | 4,482   |
|                       | 増減率 (%)                     | △10.3   |
| 0 ~ 14 歳              | 実数 (人)                      | 390     |
|                       | 増減率 (%)                     | △22.8   |
| 15~64 歳               | 実数 (人)                      | 2,629   |
|                       | 増減率 (%)                     | △13.4   |
|                       | うち<br>15~29 歳<br>実数 (人) (a) | 563     |
|                       | 増減率 (%)                     | △22.8   |
| 65 歳以上<br>( b )       | 実数 (人)                      | 1,462   |
|                       | 増減率 (%)                     | 0.3     |
| (a) / 総数<br>若年者比率 (%) |                             | 12.6    |
| (b) / 総数<br>高齢者比率 (%) |                             | 32.6    |

## 2. 人口及び産業の推移と動向

### (1) 現況

#### ◎人口

平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口と平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口を比較すると 488 人の減少 (△10.2%) となっている。

表 1-2 人口の推移（住民基本台帳人口）

(単位：人、%)

| 区分  | 平成 12 年 3 月 31 日 |       | 平成 17 年 3 月 31 日 |       |       | 平成 22 年 3 月 31 日 |       |       |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|-------|------------------|-------|-------|
|     | 実数               | 構成比   | 実数               | 構成比   | 増減率   | 実数               | 構成比   | 増減率   |
| 総 数 | 5,755            | 100.0 | 5,353            | 100.0 | △ 7.0 | 4,801            | 100.0 | △10.3 |
| 男   | 2,766            | 48.1  | 2,565            | 47.9  | △ 7.3 | 2,281            | 47.5  | △11.1 |
| 女   | 2,989            | 51.9  | 2,788            | 52.1  | △ 6.7 | 2,520            | 52.5  | △9.6  |

| 区分               | 平成 26 年 3 月 31 日 |       |      | 平成 27 年 3 月 31 日 |       |      |
|------------------|------------------|-------|------|------------------|-------|------|
|                  | 実数               | 構成比   | 増減率  | 実数               | 構成比   | 増減率  |
| 総 数<br>(外国人住民除く) | 4,416            | 100.0 | △8.0 | 4,313            | 100.0 | △2.3 |
| 男<br>(外国人住民除く)   | 2,099            | 47.5  | △8.0 | 2,039            | 47.3  | △2.9 |
| 女<br>(外国人住民除く)   | 2,317            | 52.5  | △8.1 | 2,274            | 52.7  | △1.9 |
| 参考 男 (外国人住民)     | 7                | 0.2   | -    | 8                | 0.2   | 14.3 |
| 参考 女 (外国人住民)     | 8                | 0.2   | -    | 9                | 0.2   | 12.5 |

## ◎産業別人口

| 区分              | 昭和 35 年    |            | 昭和 40 年   |            | 昭和 45 年   |            | 昭和 50 年   |            | 昭和 55 年   |     |
|-----------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----|
|                 | 実数         | 増減率        | 実数        | 増減率        | 実数        | 増減率        | 実数        | 増減率        | 実数        | 増減率 |
| 総 数             | 人<br>3,157 | 人<br>3,141 | △<br>0.5% | 人<br>3,191 | △<br>1.6% | 人<br>3,012 | △<br>5.6% | 人<br>3,070 | △<br>1.9% |     |
| 第一次産業<br>就業人口比  | 61.8%      | 48.6<br>%  | -         | 48.9%      | -         | 41.8%      | -         | 38.8%      | -         |     |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 13.8%      | 24.0<br>%  | -         | 20.8%      | -         | 19.0%      | -         | 20.3%      | -         |     |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 24.4%      | 27.4<br>%  | -         | 30.2%      | -         | 38.8%      | -         | 40.9%      | -         |     |

| 区分              | 昭和 60 年    |           | 平成 2 年     |           | 平成 7 年     |           | 平成 12 年    |           | 平成 17 年    |           |
|-----------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|                 | 実数         | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>2,910 | △<br>5.2% | 人<br>2,955 | △<br>1.5% | 人<br>3,005 | △<br>1.7% | 人<br>2,804 | △<br>6.7% | 人<br>2,561 | △<br>8.7% |
| 第一次産業<br>就業人口比  | 35.9%      | -         | 30.4%      | -         | 26.5%      | -         | 25.4%      | -         | 25.1%      | -         |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 22.7%      | -         | 25.0%      | -         | 26.4%      | -         | 27.9%      | -         | 24.5%      | -         |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 41.4%      | -         | 44.4%      | -         | 46.5%      | -         | 46.7%      | -         | 49.9%      | -         |

| 区分              | 平成 22 年    |            |
|-----------------|------------|------------|
|                 | 実数         | 増減率        |
| 総 数             | 人<br>2,066 | △<br>19.3% |
| 第一次産業<br>就業人口比  | 24.5%      | —          |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 23.2%      | —          |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 52.3%      | —          |

和束町の基幹産業は茶業を始めとする第一次産業であるが、産業別の就業構造をみてみると、昭和 35 年には、第一次産業就業者数は、61.8% であったが、平成 22 年には 24.5% と激減している。これは、農林業の低迷による所得の低下等により若年層が流出し、新たな担い手が確保されないまま、高齢化が進み就業者の減少が進んだ結果等によるものと考えられる。第一次産業中心の和束町から一転し、第三次産業の就業人口が伸張している。

## (2) 今後の見通し

平成 21 年度末の住民基本台帳と外国人登録人口の合計は、4,801 人であったが、平成 26 年度末には 4,330 人と、5 年間で 471 人の減少となった。このことから今後も少子高齢化がますます進み、平成 32 年度には 3,794 人まで減少すると推測される。(国立社会保障・人口問題研究所)

## 3. 行財政の状況

### (1) 行政の現況と動向

国際化・情報化が進展する中で、住民ニーズも多種多様化しており、効率的効果的な行政運営を進めるため、これまで広域行政の推進、拡大を図ってきた。特に相楽東部広域連合での事務の共同化や京都地方税機構の税の共同化を図り、スリムな行政と広域連携を深めてきたところである。今後も、住民にとって真に必要なニーズを的確に捉え、効率的な行政運営を基本とし、まちづくりのビジョンとして住民と行政が協働して、「みんなで創るふるさと わづか」を目指すこととする。

### (2) 財政の現況と動向

和束町の財政状況は、自主財源に乏しく、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の要件の一つである財政力指数の基準値(0.56)を大きく下回っている。実質公債費率については、平成 25 年度 16.3% と比率の低減に向け改善できているが、経常収支比率については、医療費をはじめとする扶助費や消防・清掃業務等一部事務組合への負

担金が経常収支比率を引き上げている状況である。

表1－3 市町村財政の状況（普通会計）

(単位：千円)

|                 | 平成12年度    | 平成17年度    | 平成22年度    |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A          | 3,469,385 | 2,698,246 | 3,184,200 |
| 一般財源            | 2,417,807 | 1,976,733 | 2,209,360 |
| 国庫支出金           | 106,461   | 71,593    | 243,284   |
| 都道府県支出金         | 192,106   | 159,223   | 229,491   |
| 地方債             | 490,800   | 274,100   | 273,200   |
| うち過疎対策事業費       | —         | —         | 68,200    |
| その他             | 262,211   | 216,597   | 228,865   |
| 歳出総額 B          | 3,363,637 | 2,649,907 | 3,080,458 |
| 義務的経費           | 1,435,706 | 1,271,056 | 1,193,084 |
| 投資的経費           | 653,312   | 127,465   | 210,076   |
| うち普通建設事業        | 647,128   | 106,643   | 186,580   |
| その他             | 1,274,619 | 1,251,386 | 1,677,298 |
| 過疎対策事業費         | —         | —         | 72,772    |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 105,748   | 48,339    | 103,742   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D  | 9,845     | 11,400    | 9,841     |
| 実質収支 (C-D)      | 95,903    | 36,939    | 93,901    |
| 財政力指数           | 0.229     | 0.261     | 0.211     |
| 実質公債費比率 (%)     | —         | —         | 19.7      |
| 公債費負担比率 (%)     | 17.8      | 19.2      | 16.5      |
| 起債制限比率 (%)      | 12.5      | 12.7      | —         |
| 経常収支比率 (%)      | 94.5      | 100.9     | 86.9      |
| 将来負担比率 (%)      | —         | —         | 156.5     |
| 地方債現在高          | 4,187,741 | 4,329,182 | 3,509,633 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
|                 | 平成 25 年度  |
| 歳入総額 A          | 3,275,529 |
| 一般財源            | 2,169,822 |
| 国庫支出金           | 164,954   |
| 都道府県支出金         | 247,703   |
| 地方債             | 446,600   |
| うち過疎対策事業債       | 280,500   |
| その他             | 246,450   |
| 歳出総額 B          | 3,155,321 |
| 義務的経費           | 1,137,549 |
| 投資的経費           | 428,936   |
| うち普通建設事業        | 382,834   |
| その他             | 1,588,836 |
| 過疎対策事業費         | 357,547   |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 120,208   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D  | 35,479    |
| 実質収支 (C-D)      | 84,729    |
| 財政力指数           | 0.199     |
| 実質公債費比率 (%)     | 16.3      |
| 公債費負担比率 (%)     | 15.5      |
| 起債制限比率 (%)      | —         |
| 経常収支比率 (%)      | 89.3      |
| 将来負担比率 (%)      | 107.7     |
| 地方債現在高          | 3,455,186 |

### (3) 施設の整備状況

施設の整備状況は次のとおりである。

表1-4 主要公共施設等の整備状況

| 区分       | 平成2年度末  | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 市町村道(m)  | 237,040 | 237,320 | 237,246 | 237,447 |
| 改良率(%)   | 6.6     | 9.0     | 10.4    | 10.9    |
| 舗装率(%)   | 39.8    | 44.2    | 45.2    | 45.3    |
| 水道普及率(%) | 96.8    | 99.75   | 99.80   | 99.85   |
| 水洗化率(%)  | —       | 28.7    | 57.7    | 68.2    |

#### (その他主要公共施設)

和束山の家、和束運動公園、和束B&G海洋センター、老人福祉センター

グリンティ和束、人権ふれあいセンター、いきいきこども館、体験交流センター

中央浄水場、国保診療所、湯船森林公园、湯船会館、社会福祉センター、教育集会所

老人憩いの家、中央浄化センター、和束保育園、和束小学校、和束中学校、和束ふれあい工房、天空カフェ

## 4. 地域の自立促進の基本方針

緑茶生産を基幹産業として多くの住民の生活基盤を支え、町の活性化を担ってきた茶業も、茶価の長期にわたる低迷が小規模経営の採算性を悪化させ、専業から兼業へと推移し、山間部等の急傾斜地や不便地においては採算性が悪い等の理由から荒廃し、これまで培ってきた自然の貴重な財産が失われつつある。

しかしながら、茶業は和束町の誇りとするものであり、今後も安定的かつ持続的な農林業等の発展に向けた取り組みを行う必要があり、茶源郷和束ブランドとして品質を高めるとともに観光交流の促進を図りながら「ものづくり」と「ふれあいづくり」のまちづくりをめざす。

そのためには、農業基盤整備と経営近代化を進める一方、関西文化学術研究都市の近郊で

あることから、道路網の整備と定住環境の整備などを行い、都市近郊農山村としての特徴を活かした定住化対策を推進することとする。また、過疎地域としての地域医療問題、少子高齢化に伴う支援体制の強化を図り、子どもから高齢者まで、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを住民と行政が一体となって築くことを基本とする。

## 5. 計画期間

この計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

# II 産業の振興

## 1. 現況と問題点

### (1) 農業

宇治茶は、和束町の基幹産業であり、800年の歴史を有し、日本を代表するブランド商品である。和束町は茶園面積574.0haを確保、茶価は他産地と比較すると維持されているものの、茶の購入量の減少等農家の生産意欲の減退も懸念される。茶業経営の継続発展のためには良質茶の生産体制の強化を図ることが必要である。

和束町の茶生産は、府内トップの主産地であり、主な茶種は「煎茶」「てん茶」となっており、茶園面積は府内の37.4%、荒茶生産量は40.6%、荒茶生産額は35.6%を占めている。

平成20年に「宇治茶の郷 和束の茶畠」が府景観資産として第1号に登録され、和束町の宇治茶の茶畠景観にも選定された。

和束町の豊かな森林と清流や、茶畠に代表される美しいふるさとの風景を大切に守りながら、「茶源郷和束」ブランド茶の普及を進めるとともに、安心・安全でおいしい農産物及び生産者や地域が小売店や消費者と直結した販売ルーツの確立で高収益の農業を目指す必要がある。

一方、専業農家は43.5%と少なく担い手の確保が急がれているのと同時に、兼業農家の減少により荒廃農地の拡大につながっている。また、近年は鳥獣被害の被害が深刻となっており、過疎化と高齢化等により里と鳥獣との境界の役割を果たしていた集落周辺の里山に人の手が入らなくなったことで、里山には木が密集し、更に針葉樹の植林により鳥獣の餌となる草木や昆虫が育ちにくくなり、畠を荒らすようになってきている。

また、耕作条件不利農地が、農家の高齢化に伴い耕作放棄地として拡大をしている。条件の良い農地については農地流動化が進むものの、条件不利地においては荒廃が進んでいることから、大規模な土地改良を行い、機械の導入を可能にし、作業効率を高めるための施策が必要である。

茶業振興においても、経営者の高齢化、担い手不足が進んでおり耕作の継続も難しくなっており、農産物の加工施設等を設置すること等により、農家の就労や雇用の場を確保することも必要である。

## (2) 林業

和束町の森林は、面積の76%を占め、地球温暖化の防止や災害の防止、景観の保全等多様な役割を担っている。

しかし、林業の衰退とともに活力も低下し、林業関係者だけで森林を守ることは困難となり、放置された森林が増加している。

和束町においても、農林業者の高齢化や後継者不足から集落機能が低下し、耕作放棄地や放置竹林が増え、農作物への野生鳥獣被害も深刻化している。

林業においては、木材価格の低迷により担い手不足や不在地主の森林の未整備等から間伐や枝打ち作業が出来ていない森林が多く存在していることから、町内の林業関係者等と企業と一緒に取り組むため、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入を行っている。

現在、本町では既に京都モデルフォレスト運動の取組みとして3企業を誘致している。社員、家族等のレクリエーションの場と共に、植樹や下草刈、歩道整備、針葉樹の間伐、枝打ち、作業道整備、間伐材の有効利用、広葉樹の整備等を実施している。

今後、これらの運動と併せて林業後継者の育成が必要である。

## (3) 地場産業

和束町の基幹産業である茶を活用した產品の開発等、6次産業化の積極的な導入を図り、地域の雇用拡大と所得向上を目指す農業経営体の育成を図る必要がある。

## (4) 商業

和束町の商業の活性化を図るために高齢社会に相応しい商業サービスの提供や観光客のニーズに合わせた観光交流サービス業の振興が必要であり、特に茶どころならではの商

品の品揃えの特徴を出していくためには農林業と連携し事業を進めていく必要がある。

一方で雇用の場の創出の観点からも茶どころとして立地を活かした新たな企業誘致を進める必要がある。

## (5) 観光

近年の自然志向、農山村生活志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い増加する余暇需要に対応すべく、和束町の豊かな自然と歴史文化という貴重な地域資源を活用することとし、現在「和束茶カフェ」を核とし、住民ボランティア等の連携を図りながら観光に力を入れている。

近郊都市住民の心の癒し、やすらぎの場、多世代交流の場として、また近郊住民の身近なレクリエーションの場として、自然と調和を図り、和束町にしかないものをアピールした事業展開を図っている。

和束町は、「宇治茶の郷 和束の茶畑」が平成20年に京都府景観資産地域に登録され、併せて京都府選定文化的景観にも選定され、この景観を利用し、観光、環境、教育、雇用の場として、また文化、伝統、習慣を次世代へ継承するとともに、生産品の「地域ブランド」化や文化観光面において、今後活用していく必要がある。

先人から受け継がれてきた生産技術などは和束町ならではの魅力である茶業の継承、宇治茶主産地としての誇りなど、あらゆる面から「この山を守る」という高い意識を持ってお茶づくりに取組むことで、茶農家だけでなく、関連産業を相乗的に発展させていく必要がある。

和束町のまちづくりの課題は基幹産業である「茶産業」と今後拡大を目指す新しい文化・健康・癒し等の「観光産業」との融合を如何に図るか、つまりは伝統産業と新規産業の連携により広く都市住民との交流を促進し、「宇治茶の郷 和束」の魅力を引き出すかである。

そのためにもこの恵まれた農村空間はその舞台であり、教育、福祉、医療等の充実を図り、「行ってみたい茶源郷 和束」を実現させていくことにある。

また、豊かな自然に囲まれた湯船森林公园をグリーンツーリズムやマウンテンバイクの拠点として体験観光の場づくりや身近に自然を楽しめる機会づくりを進めている。

しかし、平成26年度の年間観光入込客は75,571人で観光消費額は約102,812千円と一人当たりに換算すると1,360円にとどまっている。

今後、交通アクセス、宿泊施設、駐車場、トイレ等誘客を可能とする基礎的な条件の更なる整備の必要がある。観光資源と歴史文化をもちながら、現状では点でしかなく、線と面としていく取組みを進める必要がある。

#### (6) 雇用対策

JAPANブランドの「宇治茶の主産地」でありながら、人口減少と少子高齢化による後継者不足や茶の流通形態が単一化していることから、新たな流通経路の開拓が必要であるが、そのノウハウを持った人材の不足、茶の文化・景観資産等質の高い地域資源をもちながら、それを生かす人材が不足しており、また和束町の面積の75%を森林が占め、平坦地が少ないことから、大規模農業、企業誘致も難しい実情にある。

基幹産業である茶産業を核として、これらに観光産業、伝統産業等を連携させながら6次産業も含めた産業振興を図ることで、地域が自発的に雇用を創出していく施策を展開し、茶の既存ビジネスをテコにした地域事業の拡大などの取組みと連動し、これらの取組みを担う人材の育成・雇用の拡大・就労を促進する。

## 2. その対策

### (1) 農業

地域営農体制の確立等地域ぐるみで農業を維持していくためのシステムの確立と、生産強化や高収益性農業生産の構築、担い手・後継者・新規就農者の育成など多面的な農業振興施策と生活環境の整備や就業機会の拡充など総合的な地域政策の視点に立った魅力ある農山村づくりを進める。

- ① 農地の区画形状の改善や農業用水路の整備などの農村整備の推進を図る。
- ② 農林産物のブランド化・高付加価値化、農地等を利用した観光レクリエーションとの連携強化などによる高収益農業生産の構築を図る。
- ③ 地域農業担い手の育成・新規就農者の確保に向けた農業振興施策を図る。
- ④ 水菜・ケールなどの栽培を促進し、新たな特産物づくりに取り組む。
- ⑤ 山村の総合的な維持・保全と環境整備を図るため、中山間地域等直接支払制度、経営所得安定対策直接支払交付金推進事業の充実を図るほか、「和束茶カフェ」を核とした都市農村交流や地産地消の推進など消費者等との連携による流通体制の整備の普及定着を図る。

- ⑥ 化学肥料や農薬の使用を削減し、和束町の立地や自然条件にあったエコファーマーの推進に努める。
- ⑦ 農地の流動化促進を図る。
- ⑧ 野生鳥獣による農業被害に対し、被害軽減に向け、捕獲用具の整備及び捕獲班員の育成による捕獲の促進、電気柵及び防除ネット等の資材の整備による侵入対策、行政区ごとの代表者に委託して地域ぐるみ追い払いを行うなどの取り組みを進める。
- ⑨ 加工・販売・流通等「6次産業化」の促進を図る。
- ⑩ 産官学連携の推進を図る。

#### (過疎地域自立促進特別事業分)

- ・宇治茶の主産地和束ブランド推進事業（商工会との連携による和束茶のPR事業）
- ・「わづか茶」ペットボトル化リニューアル事業（缶ドリンクのペットボトル化により消費拡大を図る）
- ・産官学連携推進事業（学生・企業との共同研究事業）
- ・野生鳥獣被害総合対策事業（進入防止柵の設置）

### （2）林業

国土保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収、景観保全等森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう、間伐等森林整備の推進と併せ、今後とも、京都モデルフォレスト運動の推進により、企業の森林保全活動への誘致を積極的に行い、森林整備の促進を図るとともに森林組合等の林業事業体と連携し森林整備を担う新たな人材の育成、林業の担い手対策を図る。

また、野生鳥獣による被害等を軽減するため、猟友会と連携をしながら野生鳥獣の捕獲や被害対策等を実施する。

### （3）地場産業

基幹産業である「茶産業」を生かした、生産品の「地域ブランド」化を進めていく。

#### (過疎地域自立促進特別事業分)

- ・加工施設等設置事業(農産物の加工施設等の設置)

## (4) 商業

高齢社会に対応した商業サービスや環境にやさしい商品の取り扱いやリサイクルなどの取り組みに対する支援を行っていくとともに、若者の定住や就労対策も視野に入れ、環境にやさしい優良企業の誘致に努める。

## (5) 観光

和束町は関西学術研究都市や大都市近郊に位置するという立地条件と和束町の主要産業である茶産業を核とし、観光産業の振興を図る。

また、地域の特産物を活かし、住民が参加できる体制での農産物加工品等の開発や地域経済の活性化につながる付加価値の高い商品開発を進めるなど、宇治茶の主産地和束の産地力を共有した農林商工業の振興と農村景観を生かした新たな癒しの観光産業の発展、振興と和束町の豊かな自然と歴史文化という貴重な地域資源を活用し、農家民宿の開業など積極的に展開をしていく。

さらに、和束茶カフェ周辺の拠点の整備を進め、トイレ、駐車場、散策路等のおもてなし環境の充実、宇治茶のかおり回廊整備事業による看板設置等のお茶の京都による事業とともに観光による交流人口の拡大を図っていく。

### (過疎地域自立促進特別事業分)

- ・観光看板・観光案内看板等設置事業（町内各地に観光看板や案内看板を設置）
- ・観光マップ・パンフレット作成
- ・和束フィールドクリニック構想（観光・環境・健康等総合的な癒しのサービスを提供）
- ・定住化促進事業（情報システムの構築事業）
- ・地域資産調査・研究事業（観光資産の調査・研究事業）
- ・歴史ガイド育成事業（歴史・観光ボランティアの育成事業）
- ・農家民宿開設事業（空家農家等による民宿の開設事業）
- ・大学等研究機関との研究事業（大学等研究機関との共同研究による観光の促進事業）
- ・縁側カフェ推進事業（住民との協働による身近なカフェの推進）
- ・観光ルート整備事業（豊かな自然と歴史文化等地域資源を活用した観光ルート・文化財周辺整備）

## (6) 雇用対策

事業拡大や新規事業展開等の支援を通じて、地域の雇用機会の拡大、地域で求められている人材の育成等を推進する。また、茶源郷和束の誇る茶業・茶畠景観をはじめとする農村文化を活かして、健康、境域、観光等を連動した新たなビジネスモデルを創出し、若者にとってやりがいのある雇用の場づくりを推進する。

# III 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

## 1. 現況と問題点

### (1) 道路

本町の道路網は和束川に沿って主要地方道木津信楽線が東西に走り中心をなし、まちの中央で主要地方道宇治木屋線と交差し、いずれも国道 307 号と本町南端を横断している国道 163 号を結んでおり、これらを軸として和束井手線、奥山田射場線の一般地方道 2 路線、生活産業道路としての町道 266 路線からなっており、いずれも狭隘な道路が多い。

#### ◎一般国道

国道 163 号は、三重県、京都南部、大阪を結ぶルートで、本町南端の木屋地区を木津川右岸に沿って東西に貫いている。交通量が 12,000 台/24 時間、大型車混入率が約 30% と広域的な都市間交通・運輸流通の役割を兼ねている主要幹線道路であるが、本町内では幅員が狭小なうえ、交通安全施設が未整備であり、たいへん危険な状況となっている。

#### ◎府道

主要地方道木津信楽線は国道 163 号から分岐し、和束町を東西に走り国道 307 号（滋賀県甲賀市）に至る、鉄道のない本町にとっては生命線とも言える最重要基幹道路である。

また、奈良、京都南部、滋賀を結ぶ通勤・観光道路であるが、狭小区間の道路改良等が未整備であるため交通事故が頻繁に発生する。

主要地方道宇治木屋線は国道 163 号から分岐し、和束町を南北に走り、国道 307 号（宇治田原町）に至る基幹道路であり地場産業品（お茶）の出荷及び観光道路であるが、道路は山間部において狭小急勾配急カーブが連続し離合すら困難で、シーズンには脱輪などで渋滞が発生する場合がある。

一般府道和束井手線は、和束町主要集落と綴喜郡井手町を結ぶルートで、国道 24 号にも

接続されている。沿道には主要産業の茶畠が数多くあり重要な路線であるが、全線狭小急勾配で離合困難なうえ山間道路であるため、土砂災害が多く発生しており住民生活に多大な支障を与えていた。

一般府道奥山田射場線は主要地方道木津信楽線から分岐し、宇治田原町奥山田へと通じる路線であるが、狭小で急勾配なうえ急カーブが多く、全ての区間で離合が困難な山間道路である。

#### ◎町道

本町の道路は、265 路線、総延長 237,247.5m であり、1・2 級町道の内 15 路線は国道 163 号もしくは、主要地方道木津信楽線、主要地方道宇治木屋線、府道和束井手線、府道奥山田射場線に接続している。

しかし町道の多くは、集落間を結ぶ生活道路であり、旧街道あるいは旧道を拡幅したのみで、幅員狭小・急勾配路線で離合困難、大型車の通行が不可能な未改良路線がほとんどである。

道路法に基づく台帳整備後の町道 237,247.5m に対し、改良率は 10.3%、舗装率は 45.6% (平成 26 年 4 月現在) となっている。改良率は平成 12 年の 9.0% から平成 22 年には 10.3% に向上したが、依然として低い状況にある。

#### 道 路 整 備 状 況

(平成26年4月現在)

| 種別    | 路線数                | 総延長m     | 改 良     |       | 舗 装      |       |
|-------|--------------------|----------|---------|-------|----------|-------|
|       |                    |          | 延 長m    | 改良率%  | 延 長m     | 舗装率%  |
| 国 道   | 1                  | 2076.5   | 2076.5  | 100.0 | 2076.5   | 100.0 |
| 府 道   | 4                  | 35907.9  | 16018.3 | 44.6  | 35907.9  | 100.0 |
| 主要地方道 | 2                  | 27974.7  | 15885.7 | 56.8  | 27974.7  | 100.0 |
| 一般府道  | 2                  | 8260.2   | 459.6   | 5.6   | 8260.2   | 100.0 |
| 町 道   | 265                | 237247.5 | 24563.2 | 10.3  | 108069.7 | 45.6  |
| 一級町道  | 16                 | 16050.0  | 7493.2  | 46.7  | 15591.3  | 97.1  |
| 二級町道  | 12                 | 17929.7  | 1834.5  | 10.2  | 12914.9  | 72.0  |
| その他町道 | 237                | 203267.0 | 15235.5 | 7.5   | 79563.5  | 39.1  |
| 備 考   | 改良には、5.5m未満の改良も含む。 |          |         |       |          |       |

## (2) 橋梁

町が管理する橋梁は、現在175橋あり、このうち架設年が確認できる橋は112橋である。また、現在建設後50年を経過する老朽化橋梁は112橋中34橋で30%である。10年後には77橋にのぼり、架設年が把握できる112橋に対して69%が老朽化橋梁となる。20年後にはさらに増加して107橋、96%に達する。また約4割は架設年度が不明であることを考慮すると、これより早い速度で老朽化橋梁は増加するものと考えられる。

このように今後増大する老朽化橋梁の修繕・架替えに要する経費に対して、どのようにコスト縮減していくかが問題となっている。

## (3) バス輸送

平成25年11月の交通政策基本法に基づき、更なる利便性の向上と新たな地域交通のあり方を検討しなければならない。

### ◎路線バス和束木津線

少子化や転出による人口の減少や自家用車の普及によりバスの利用者は年々減少しており、今後もこの傾向は続くと思われる。

住民の要望や国庫補助の関係でJR木津駅まで運行することとなつたが、平成14年度の運行開始から8年が経過し、利用状況が大きく異なってきたため、平成22年10月1日よりJR加茂駅までの運行に路線を縮小した。

利用者の少ない原因の一つに乗車運賃が非常に高額なことが挙げられる。

利用者が少ないことで収益率や乗車密度が低下し、路線を維持するために年間約26,000千円を負担しており、利用者の減少により今後も負担金が増加することが懸念される。

### ◎ 町営バス木屋線

奈良交通月ヶ瀬山田川線が平成16年4月1日から休止したことに伴い、交通空白地帯となる木屋区住民の交通手段を確保するため町営バス木屋線を運行していたが、利用者の減少により平成27年6月30日をもって運休することとなった。

町営バスに代わり平成27年7月1日から生活路線を確保するため、タクシーを活用した際の利用助成制度をスタートした。

#### (4) 電気通信施設

##### ◎高速通信網と緊急情報システムの活用

昭和56年から30年間にわたり放送してきた町営テレビが平成23年で終了したが、民間事業者により町内全域へ高速通信網が整備されたことから、平成25年度に茶源郷行政情報配信システムを構築した。地域情報・まちの動画・まちのおしらせ等の行政情報を配信しているが、今後は懸案である議会中継の実現や、双方向機能を活かした健康管理システムなど更なる活用を進めていくとともに普及率向上に努めていかなくてはならない。

また、平成26年度から運用開始している防災行政無線について、災害時における情報伝達と併せて町などからの行政情報を配信する手段として有効活用する必要がある。

#### (5) 地域間交流

少子・高齢化や人口減少が都市部以上に急速に進行し、平成22年4月過疎指定を受けることとなったが、近年の農村志向・健康志向・スローライフ志向の高まりを背景として、本町の豊かな自然、美しい景観、健康資源を活かしながら、都市地域との交流を深め、まちを活性化する必要がある。

## 2. その対策

### (1) 道路

#### ◎国道163号

近畿圏と中部圏を結ぶ幹線道路として、また京阪奈丘陵における関西文化学術研究都市への主要アクセス道路としてその重要性は益々高まり、交通量も増加の一途をたどっている。

狭小区間の道路拡幅改良とともに、自転車・歩行者の安全確保のための早期整備促進を要望する。

#### ◎府道

#### ○木津信楽線

本町の中心を横断するとともに地域の主要な幹線道路であり、小学校及び中学校の通学路にもなっている。生活道路として重要な路線であるので、狭小区間の道路拡幅改良とともに、歩道整備を行い、安全な歩行者交通の確保を要望する。

### ○宇治木屋線

相楽郡東部地域と山城中部地域を結ぶ路線であり、国道163号及び国道307号へのアクセス機能を有する重要な幹線道路である。道路拡幅改良、離合箇所の確保、落石危険箇所解消のための防災措置等の更なる改善を要望するとともに、和束町別所地内から宇治田原町南地内の犬打峠トンネル化の早期整備促進を要望する。

### ○和束井手線

本町を起点に綴喜郡井手町に至る幹線道路で京都府南部地域を東西に結ぶ道路であり、沿道住民の生活交通を担う重要な路線である。本路線は、幅員が狭く急勾配で離合も困難な状況であるため、待避所や視距改良等の局所改良を組み合わせた、1.5車線的改良を要望する。

### ○ 奥山田射場線

本路線は、狭小で急勾配なうえ急カーブが連続し離合も困難な状況であるため、待避所の確保と、突角改良、視距改良を要望する。

### ◎町道

町道は、国道・府道とともに道路網を形成する重要な道路である。国道・府道の整備と連携して、計画的に整備するとともに、町民の生活に密着した安全で快適な道路を整備し、老朽化等により安全な歩行や車両走行に支障を來した箇所の補修、改修を適切に実施し、集落間の連絡道路としての機能向上を図る。

## (2) 橋梁

従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えと円滑な政策転換を図るため、国では5年毎の橋梁点検を義務づけており、その結果を基に補修・修繕の計画を立てることが必要であるため、長寿命化修繕計画を継続して策定するとともに、その計画に基づき橋梁の補修修繕設計、補修修繕工事を実施する。

門前橋、祝橋は本町の重要ネットワーク上の橋梁であるが、架設後59年が経過し老朽化が目立ち、幅員狭小な上、高欄が低く車両及び歩行者の安全な通行に支障を來していたことから、平成23年度から架け替え事業に着手した。車両及び歩行者の安心・安全な通行を確保するとともに、和束川両岸のアクセスを改善するため、継続して事業を推進する。  
(過疎地域自立促進特別事業分)

- ・橋梁長寿命化修繕計画策定事業

### (3) バス輸送

住民や民間企業との協働、ボランティア参画など、幅広い運営手法を検討するとともに、現在の奈良交通バスルートに加えて、高齢者などの交通弱者を対象とした移送サービスなどの一体的なあり方を検討しより便利な交通システムを構築する。

#### ◎路線バス和束木津線

利用者の増加を図るために、本町の財政負担を考慮しながら料金改定やダイヤの見直しを検討する。また、既存バス停留所の環境整備を行うとともに今後も利用促進に努め、高校生等の通学定期券の補助を継続して実施するとともに、高齢者への補助制度も検討する。

(過疎地域自立促進特別事業分)

- ・路線バス維持管理（路線バスを維持するための運行経費）

#### ◎町営バス木屋線

町営バスの運休に伴い、代替えとしてタクシーを活用して利便性の向上をめざすこととする。

### (4) 電気通信施設

情報通信施設を最大限に活用して、防災、行政、議会、医療、教育、生活、産業振興などのあらゆる分野において、情報化施策の推進を図る。

また、高速通信網を活用して、住民との協働により「茶源郷和束」を町内外へPRする。

(過疎地域自立促進特別事業分)

- ・茶源郷行政情報配信システム更新事業

### (5) 地域間交流

多様で豊かな自然や歴史、文化などの特性を活かしながら都市地域との交流を深めるため、住民と行政が一体となり交流定住を推進するため、未来づくりセンターをテラス和豆香に設置するとともに和束茶ファンの会員組織化づくり、茶源郷まつりやマウンテンバイクイベントなどの実施により交流の機会の提供を行うこととする。

また、本町の豊かな農村文化など魅力的な地域資源を活かし、週末移住等の二地域移住の受け入れを促進する。

## IV 生活環境の整備

### 1. 現況と問題点

#### (1) 簡易水道施設

和束中央簡易水道は、平成9年3月に認可を受け、湯船簡易水道と東部簡易水道が統合し、中央浄水場が平成11年に完成した。西部簡易水道は、昭和51年6月に創設認可を受け、木屋簡易水道は、昭和47年に創設認可を受けてそれぞれ供用開始した。

和束町の水道普及率は99.00%（平成26年3月現在）であるが、各施設や管路の老朽化が進んでおり、安全、快適な飲用水の供給を維持するためには、これらの問題の解決が必要不可欠である。

特に、西部簡易水道及び木屋簡易水道の既存施設は設置後35年を越えるものが多数存在しており、早急な対策が求められる。

さらに近年は、過疎化による人口減少が急激に進んでおり、有収水量の減少に伴う水道料金収入の減少などの問題も浮上している。

#### (2) 下水道処理施設

本町では、公共用水域の水質を保全し、生活環境を快適にするため、特定環境保全公共下水道事業を実施しており、平成12年10月から供用開始区域を順次拡大して現在に至っている。

平成23年度末に計画区域内の面整備は概ね完了しているが、未接続の家庭等も多く存在する。

また、家屋が点在する小集落については、公共下水道の整備が適さないことから、合併処理浄化槽の普及促進を進めている。

#### (3) 廃棄物処理施設

ごみ収集業務については、民間業者に委託し、燃えるごみ、ペットボトル、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、せともの類、かん類、ビン等に分別収集を行っている。

ペットボトル、プラスチック、かん、ビン等についてはリサイクルを行っており、古紙回収、生ごみ処理機等への補助を行っている。

一般廃棄物処理施設の運営については、現在、和束町・笠置町・南山城村により相楽東部広域連合で行っており、焼却炉、粗大ごみ処理等その施設も平成31年度までとなつており、今後の施設のあり方等、早急な検討が必要となっている。

また、最終処分場については、民間委託をしており今後の対応等検討が必要である。

今後とも、循環型社会の形成推進と、ごみの減量化、ごみのリサイクル等3Rの推進に努めていく。

#### (4) し尿処理施設

し尿処理については、相楽郡広域事務組合で行っている。

少子高齢化の影響もあり、平成26年度末の和束町の水洗化率は66.1%と低く更なる水洗化を進める必要がある。

また、し尿処理施設においても、合併処理汚泥処理量が増加しているものの、全体の処理量は減少をしている。

#### (5) 消防防災

近年の気象情報の変化に伴う、様々な災害に対応できる総合的な防災体制の構築を図るためにには、重点的に防災行政への取組が必要である。

これまで、有線テレビ放送の開局と共に、昭和59年8月各家庭に音声告知放送機器を設置し、行政放送、災害情報等の提供を行ってきたが、長年の使用により機器が使用できない状況であったため、音声告知放送に代わる情報伝達手段として、平成26年4月に防災行政無線を各家庭に設置し、運用を開始した。

地域防災の中核を担う消防団員の減少が課題となっていることから、消防団員確保対策や組織編成に取り組むとともに、使用年数が経過した小型動力ポンプ付き積載車等の更新をはじめとする消防防災設備の充実を図る必要がある。

また、和束町は7割を山林が占め、山地災害から住民の生命と生活を守るために、保安林機能の高度発揮を図る改良・保育等を積極的に行うこととする。

#### (6) 共同浴場

町民の生活環境の改善向上を図るために設置している共同浴場については、昭和52年に整備した施設で35年以上が経過し、老朽化により頻繁な設備の修繕が必要となっている。

## (7) 住宅

本町では、若者を中心とした人口流出から、人口の減少や少子高齢化が進んでいる。このことは、農業をはじめとする産業の後継者不足やコミュニティの衰退につながり、ひいては、町全体の活力にも影響するため、住宅施策においても、若者の定住促進や少子高齢化に対応した施策を検討する必要がある。

本町の住宅ストックは持ち家主体であり、新設住宅の着工動向から、今後もその傾向は変わらないことが予想されるが、良好な借家ストックは、就業状況やライフスタイルの変化などから、今後一定の需要は予想される。

現状では、町営住宅が本町の借家ストックの中心となっているが、新規需要に対応し難い状況であり、良好な借家ストックが不足しているといえる。

本町の町営住宅は、耐用年限を既に過ぎている木造の団地もあり、また、耐用年限は過ぎていないが、住戸規模の相対的な縮小や設備などの老朽化が進んでいる団地もかなりあり、本町における町営住宅の役割を再整理した上で、適切な対応を図る必要がある。

本町の町営住宅の入居者の状況を見ると、いくつかの団地において特に高齢化が進んでおり、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も多く、整備年が古い団地を中心に居住年数が長期化している傾向があり、新規需要に対応し難い状況である。

また、平成 26 年度に行った空家調査については利用可能な空家が 86 件あるものの、現状で間取り調査が可能な空家は 10 件となっている。

## 2. その対策

### (1) 簡易水道施設

#### ◎既設水道事業の統合計画

既設の 3 清水場（中央、西部、木屋）を統合し、和束町簡易水道事業に一元化することにより、効率的な管理、経営が可能になり、大規模な災害時にも迅速な対応をとることが可能となる。統合計画は「和束町簡易水道事業統合計画」に基づき、段階的に進めていく。

#### ◎配水管の耐震化、老朽化対策

既存の管の布設替と平行して、清水場の統合に伴う管路の更新を行う。

また、基幹管路の耐震化についても段階的に進めていく。

## (2) 下水道処理施設

公共下水道の計画区域においては、広報啓発活動の充実により接続率の向上を図るとともに、下水汚泥の有効利用等についても検討を進める。

また、公共下水道の計画区域外の地域においては、合併浄化槽設置への支援を継続するとともに広報啓発活動も充実させて普及促進を図る。

## (3) 廃棄物処理施設

ごみの排出量は、ここ数年横ばい状態にあり、一人当たり一日 670 g 程度となっている。

今後、粗大ごみ、生ごみ処理についてはモデル地区の設定等、ごみの減量化対策を急ぐ必要がある。

また、ごみ処理施設の長寿命化を図るために、計画的に改修工事を実施する。

ごみ焼却施設及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討をし、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進める。

## (4) し尿処理施設

し尿処理施設については、処理量の半減する時期を目処に規模を縮小する方向で検討をしていく。

## (5) 消防防災

防災行政無線は、災害の発生が予想される場合や、火災災害が発生した場合に、住民の皆様に正確かつ迅速に情報を伝達し、被害を最小限に止める役割を果たすものであり、防災施設の実効的な運用により、充実した防災体制を築き、住民の安心・安全を守り、行政サービスの向上につなげるとともに、災害や緊急時の情報伝達手段として行政情報をすぐやく全住民に知らせることとする。

また、山地災害から住民の生命と生活を守るため、間伐等の実施と治山事業等の導入を図るとともに、使用年数を経過した小型動力ポンプ付き積載車等の計画的な更新をはじめ消防防災設備の充実を図る。

地域防災力の向上のため、特定の任務に限り活動を行う機能別団員制度を導入し消防団員確保に取り組むとともに、組織編成の検討も進める。

## (6) 共同浴場

適切な維持管理に努めるとともに、計画的な設備改修を図る。

## (7) 住宅

地域特性を生かし、地域に根ざした良質な住宅供給を図り、多様なニーズに的確に応えていくために、地域ごとの状況を踏まえた住まいづくりを展開し、魅力ある住環境の整備を図る。

必要な生活支援サービスを受けながら賃貸住宅に居住する高齢者が多くなることから、自立支援を前提としたバリアフリー化された住宅の整備を推進する必要がある。

町営住宅においても、こうした高齢者の生活の場としての役割を果たしていくことが求められてくる。

このため、福祉・医療との連携をより積極的に図り、高齢者のニーズに応じた良質な生活支援サービスを享受できる町営住宅の供給促進が必要となってきている。

また、子育てしやすい住宅環境整備を図る観点からも、定住奨励金制度等の空家の改修を含めた活用、住宅に関わる相談窓口の設置、サテライト・オフィス整備等によるテレワークの環境づくりにより定住対策を図る。

本町においては、老朽化した町営住宅も多く、管理費用も毎年、多大な修繕費用となっている。

従って、地域独自の発想を生かし、地域に根ざした性能を確保した上で、高齢化の進行に対応しつつ、順次計画的に、入居者の居住水準の向上と、住環境の改善を目指すものとし、老朽化が進んでいる町営住宅については、計画的に建て替えを進めていく。

また、定住への支援として、定住奨励金制度の実施、住宅に関わる相談窓口の設置、空家の活用と移住相談体制などの対策をとる必要があり、空家の活用については平成26年度のアンケートの回答でなかった空家についても状況を把握し、和束町空家等対策計画の策定に努める。

# V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

## 1. 現況と問題点

### (1) 児童福祉施設

少子化や核家族化の進行は、社会保障をはじめわが国の社会経済全体に構造的変化をもたらすとともに、育児不安や児童虐待の増加など子どもや家庭、地域といった子育てを取り巻く身近な環境にも大きな影響を及ぼしている。

幼児期は人格形成のうえで最も重要な時期であり、次代の担い手である児童の心身とも健やかな発達のため、養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

本町では、平成10年4月に学童保育所、平成14年4月に地域子育て支援センターを開設し子育て環境の向上を図るとともに保育所の延長保育や一時保育の充実に取り組んできた。

今後は、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、あたたかいふれあいの中で子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまちをめざして、総合的な子育て支援の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

## (2) 障害者福祉施設

本町では、平成27年3月に「社会全体でささえ共に豊かに安心して過ごせるまち」を基本理念とした障害者基本計画及び第4期障害福祉計画を策定し、障がいのある人もない人も生まれ育った住み慣れた地域の中で、共に豊かに安心して生活できるよう社会全体で共に支え合う地域福祉の実現に向け、障がいのある人を支える施策・事業を総合的に推進していくことを掲げている。

すべての障がい者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられている。

そのためには、障害者の自主性・主体性の確立やバリアフリー化の促進、障害サービスの利用者本位の支援等、生活の質の向上と安心・安全な暮らしを支援する必要がある。

## (3) 高齢者福祉施設

本町における平成27年4月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は1,660人、高齢化率は38.3%となっており、約5人に2人が高齢者という状況であり、少子化の進行や若年層の転出により、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、寝たきり・認知症などの要援護高齢者もますます増加している。

このような状況にあって、平成27年3月に「第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定し、「安心と生きがいに満ちた長寿と健康の郷 和束をめざして」を基本理念に高齢者が心身とも健康で、いつまでも現役でいられるよう、多彩な活躍の機会がある町をめざすとともに、見守りや支援、介護になっても安心できる地域社会を実現するため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ってきている。

今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、総合的な保健・医療・福祉施策の推進に一層取り組む必要がある。

#### (4) 町民の健康づくり

生活水準の向上や健康思想の普及、医療の進歩等で健康水準は向上してきた一方で、高齢化の進展や食生活の変化等により疾病構造は複雑化してきている。

全ての住民が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、一人ひとりが健康管理の大切さを認識し、関心を持つことが重要である。

このためにも、自己健康管理意識の定着を図るとともに、健康教室や健康相談などを一層充実する必要がある。

また、死因の多くを占めている、がん、心臓病、脳血管障害に代表される生活習慣病の予防対策として、各種検診を充実するとともに受診しやすい検診体制の整備や広報活動の充実を図ることが重要となっている。

## 2. その対策

### (1) 児童福祉施設

子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園においては子どもの成長・発達を重視しつつ、利用者の期待に応えるサービスの改善を進め、より質の高い保育内容の充実を図る。

子育て支援センターでの育児相談や一時保育事業、保護者の緊急的ニーズや児童の緊急保護等に対応するトワイライトステイやショートステイの充実を図る。

学童保育所施設の拡充や指導員体制の確保、保育内容の充実に努める。

親が子どもへの理解を深め、主体性をもって健康づくりや子育てに取り組んでいくよう乳幼児健診、訪問指導等の保健指導の充実を図る。

児童虐待への対応は、早期発見、早期対応が非常に重要であることから、要保護児童対策地域協議会を中心にネットワーク構築を図る。

## (2) 障害者福祉施設

第4期障害福祉計画に基づき、福祉教育や広報、啓発活動の推進により、障害者（児）についての理解を深め、地域福祉活動への参加とボランティア活動の充実を進める。

また、障害者（児）が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活が送れるように、相談支援体制の充実と多様なニーズに対応した在宅サービスの充実を図るとともに施設サービスの拡充に努める。公共施設等のバリアフリー化を進め、住みよいまちづくりを推進する。

安心して生活できる、安全でやさしいまちづくりを進めるため、緊急通報装置などの設置や災害時における避難支援等の体制整備を図る。雇用と就労の場の確保と就労支援体制の強化を図る。

## (3) 高齢者福祉施設

高齢者の生きがいのための地域づくりとして、老人クラブ等の高齢者主体の活動の促進を図るとともに生きがいにつながる高齢者のための学習、スポーツ施設の整備促進を図る。

介護予防のための支援として、健康教室や広報紙等を活用し介護予防に関する啓発を進めるとともに、運動器の機能向上等に対応した通所型介護予防事業の充実を図る。

安心できる介護サービスを推進するため、訪問系・通所系の居宅サービスの充実を図るとともに地域密着型介護サービスの提供を促進し、特別養護老人ホーム等の施設サービスの充実を図る。

また、高齢者ホームヘルプサービス、軽度生活援助サービス、日常生活用具給付等事業緊急通報装置設置事業、寝たきり老人紙おむつ代補助金事業、寝具丸洗い乾燥事業、外出支援事業など介護保険制度以外の在宅福祉サービスの充実を図る。

地域福祉と地域ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化を図る。

認知症高齢者対策を推進するため、認知症を正しく理解するための啓発活動や日常生活自立支援サービス事業、成年後見制度の利用支援を図る。

## (4) 町民の健康づくり

関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談等の保健事業による疾病の早期発見、早期治療を進めるとともに、食生活の改善、運動教室、心の健康づくりなど、健康に関する意識の高揚と正しい知識の普及を図る。

また、保健、福祉、医療のより一層の連携強化を図るための中核施設として総合保健福祉センターの整備を推進する。

## VI 医療の確保

### 1. 現況と問題点

#### (1) 地域医療

高齢化が進む本町にとって、住民が健康で文化的な生活ができるように、地域の保健医療体制整備の充実を図ることが必要である。

最近は医療技術や保健活動の向上によって住民の健康は増進してきたが、保健医療に対する需要は、高齢化と生活環境の変化に伴い増加の傾向にあり、多様化する医療ニーズに対応するためには広域的なネットワークを築く必要がある。

本町の医療機関は、和束町国保診療所の他に内科医院が1施設と歯科医院が1施設あり、国保診療所は一次医療施設として、また保健指導や検診施設として重要な役割を担っている。

また、近隣には京都山城総合医療センターと学研都市病院があり、救急医療については、消防など関係機関と協力し連携体制の維持充実に努める必要がある。

民間の医院があるが、今後も、地域医療充実のため国保診療所の医師確保を図る必要がある。

また、国保診療所は建設後50年が経過し老朽化が激しく、部分的な補修等で対応しているが、地域医療の将来像と併せて診療も可能な総合保健福祉センターの整備を検討していく必要がある。

#### (2) 子育て支援医療

少子高齢化が著しく、人口減少の進む和束町において、子育てを地域で支え、誰もが安心して子どもを生み育てていく環境を整えることは、過疎対策としての重要な位置を占める。

## 2. その対策

### (1) 地域医療

休日、夜間の診療体制を含めた広域的な救急医療体制の整備を図るとともに、一層の保健・医療・福祉の連携強化により高齢社会の進展に対応する。

その対策として

- ① 地域医療体制の充実のため、医療従事者の確保、医療機器等の整備などを推進していく。
- ② 救急医療の多様化と専門性に対応するため、関連機関及び近隣総合病院との連携等により救急体制の充実を図る。
- ③ 地域医療体制の一体化のため総合保健福祉センターの整備を検討し充実を図る。

### (2) 子育て支援医療

次代を担う子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、中学校卒業までの乳児・児童・生徒に対する医療費の無料化を実施する。

そして安心して子どもを生み育てられる地域として、人口の流出を抑制し、若年層を中心として定住化を促進する。

## VII 教育の振興

### 1. 現況と問題点

#### (1) 学校教育

本町の学校教育施設は、平成27年5月1日現在で小学校1校、児童数139人、中学校1校、生徒数84人である。児童生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しており、小学校については、平成4年に4校を統合し、現在の「和束小学校」となったが、23年を経過し、老朽化等の整備・更新が必要となる。

一方、和束中学校は、昭和37年建築のため老朽化が進み、平成7年度から4箇年かけて大規模改修を実施、平成21年度からは、2箇年計画により耐震補強工事を行い、本町の学校教育施設の耐震化率を100%とした。

学習内容については、質の高い学力と豊かな人間性の育成、健康や体力の向上を図ることや広域連合の良さ、小規模校の特性を活かした特色ある教育活動の展開を進め

るため、ALTや学校指導主事の配置のほか、地元の主産業であるお茶について学んだり、学校独自の活動を応援する”がんばる学校支援事業”や学校間（小小・中中・小中）連携による交流・合同学習に取り組んでいる。

また、住民の信頼を高める学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、学校と家庭・地域との連携強化に取り組んでいる。さらに、教職員の資質の向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいるほか、ICTを含む教育環境や教室等学校環境の整備に努めている。

## （2）社会教育

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢社会の進行など急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進んでいる。また、人々の生活水準は向上し、物資的な面での豊かさに加え、精神面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で文化的な生活の追及や自己実現を図ることが求められている。

住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、住民相互の連帯意識の向上を目指し、「生涯学習社会」を実現していくため、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く生涯学習機会を提供していくことが必要である。

人権教育は、すべての人々が人権尊重の自覚を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものである。

本町においては、これまで人権講演会や人権研修会などさまざまな取組を行ってきたが、今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要である。

また、住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力ある町づくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者、障がい者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大である。

## 2 その対策

### （1）学校教育

#### ◎学力の充実・向上と個性や能力の伸長

##### ① <言語活動の充実>

知的活動やコミュニケーション活動の基盤であることばの力をはぐくむため、各

教科はもとよりあらゆる教育活動を通して言語活動を充実させる。

② <学力の向上と進路希望の実現>

小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、漢字検定や英語検定の支援など、児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努める。

③ <学習意欲の向上と学習習慣の確立>

学ぶことの意義や大切さを感得させ、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。

④ <指導方法の工夫改善>

小規模の特性を踏まえ、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を進め、個性を伸ばす教育の充実に努める。

⑤ <特別支援教育の推進>

特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用、特別支援教室の検討、保・小・中連携による就学指導の充実など、特別支援教育の一層の推進を図る。

◎ 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

① <道徳教育を要とする心の教育の充実>

「京のこども 明日へのとびら」、「私たちの道徳」をはじめ効果的な資料を活用し、道徳教育、心の教育の充実を図る。

② <人権教育の推進>

4つの観点（人権としての教育、人権についての教育、人権のための教育、人権を通じての教育）に基づいて人権教育を展開するとともに、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法の継承と活用を図る。

③ <生徒指導の充実>

不登校やいじめの未然防止の取組を積極的に進めるとともに、きまりやルールを尊重する態度の育成、規範意識の醸成に努める。

④ <体力の向上>

「京の子ども元気なからだスタンダード」などの指導資料を活用して、児童生徒の体力向上の取組を充実させる。

⑤ <健康安全教育の推進>

児童生徒の健康で安全な生活を確保し、生命を大切にする心をはぐくむため、組織的・計画的に健康安全教育を推進するとともに、学校における食育の充実を図る。

◎ 住民の信頼を高める学校づくり

① <開かれた学校づくり>

学校評価とともに学校評議員制度の活用を図り、開かれた学校づくりを一層推進する。

② <地域住民の信頼を高める学校経営>

家庭・地域社会の教育機能を生かしながら学社連携を推進し、保護者の願いを適切に受け止めて、信頼に応える学校経営を進める。

③ <教師力の向上>

教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「『教師力』向上のための指針」の示す人材育成の方向性を踏まえ、教員一人ひとりの資質能力の向上を図る。

## (2) 社会教育

◎ 生涯学習社会の実現

① 社会教育委員会議をはじめとする関係組織及び関係団体の活性化に努め、生涯学習を推進する体制整備に努める。

② 社会の変化や住民の多様なニーズに対応するために、社会教育関係職員の専門性を高めるための研修の充実を図る。

③ 学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置など、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努める。

◎ 人権教育の推進

人権という普遍的文化の構築を目指して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けての学習活動の充実を図り、人権意識の高揚に努める。

◎ 家庭・地域社会の教育力の向上

① 家庭における基本的な生活習慣の形成をはじめ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うため、子どもに読書習慣を身に付けさせるなどの学習活動の充実を図り、家庭の

教育力の向上に努める。

- ② 放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校外活動の充実と、家庭・地域・学校の連携強化に努め、学校教育や家庭教育への支援など社会総がかりで子どもを育てる環境づくりに努める。

◎ 文化・スポーツの振興

- ① 地域スポーツの振興と文化団体の育成や組織の充実を図る。
- ② 歴史や文化を正しく理解し、文化財の保護と活用を図るとともに、継承・発展させる取組の充実に努める。

## VIII 地域文化の振興

### 1. 現況と問題点

和束町の茶畑は和束町固有の景観であり、長年育んできた文化であり、この農村空間の原風景は住民の生活と一体となったものであり、自然、風景、森林、建物、農業、農村文化を守っていく必要がある。

### 2. その対策

この景観を利用し、観光、環境、教育、雇用の場として、また文化、伝統、習慣を次世代へ継承するとともに、生産品の「地域ブランド」化や文化観光面において、今後活用しながら保存・創出を図るとともに、地域文化を支える人材の発掘や育成を支援し、個性ある地域づくりの取組みを行う。

## IX 集落の整備

### 1. 現況と問題点

本町は、和束運動公園や茶業の共同施設等のある西和束地域、公共サービスや教育、商業施設が集積した中和束地域と東和束地域、及び交流の拠点である湯船森林公園がある湯船地域に分かれており、15の行政区域がある。それぞれのエリアに応じた整備が求められている。

また、本町は過疎地域であるが、辺地地域も有している。辺地地域の高齢化率は非常に高く、地域の活性化は著しく低下することが懸念されている。

## 2. その対策

各地域の特性を活かしながら、自然環境保全及び豊かな住民生活や活力あふれる集落の整備を行い、5年後の和束町の将来像に向け、各エリア毎の整備方針を次のとおりとする。

そして、「住んで良かったまち わづか」、「住みたいまち わづか」となるよう各集落間の連携と交流の強化を図るとともに、交通通信ネットワークの整備を進めることとする。

また、地域活性化に資する人材の外部導入を促進する為、田舎暮らしや農業体験を希望する若者の力を活用する地域おこし協力隊を導入する。

### ◎暮らしの交流ゾーン

公共サービス、保健医療福祉、教育の拠点としての機能強化を図る。

### ◎茶源郷交流ゾーン

観光のエントランスや茶源郷和束の情報発信の拠点としての機能強化を図る。

### ◎森と清流の交流ゾーン

豊かな森林と河川環境の保全に努めるとともに、人と自然が、豊かに交流するための機能強化を図る。

# X 環境の保全・資源の活用

## 1. 現況と問題点

地球温暖化、資源消費の増大、生物多様性の劣化などが進むなか、森林や里地・里山等和束町の農村空間、自然を保全し継承するとともに、廃棄物の適正な処理や自然環境の保全に資する計画的な地域資源の利活用を図っていく必要がある。

そのためには、農林産業、観光など、地域社会の振興や、住民の暮らしの向上につながるよう、地域に適した方法で、水力、風力、太陽光等豊かな資源から、地域分散型の再生可能なエネルギーを効率的に利活用し、エネルギーの地産地消による、地位揮発の炭素化社会と循環型社会の実現を図る必要がある。

## 2. その対策

住民の暮らしの向上につながるよう、地域の人材や技術を活かすなど地域に適した方法で、再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を促進する。

## X I その他地域の自立促進に関し必要な事項

### 1. 現況と問題点

近年直下型地震が各地で発生し、中山間、離島、都市部に大きな被害をもたらし、国内のいかなる地域においても地震の危険性から免れないような状況であり、今後、30年以内に東南海・南海地震が発生する確率が50%以上であると推測されている。

こうした中、和束町においても平成21年度において防災拠点施設となる庁舎、診療所、社会福祉センター、人権ふれあいセンター並びに保育所の各施設の調査を行ったが、耐震補強する必要があるとの結果となった。

### 2. その対策

災害時における救出・救助・消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧復興対策等の被害軽減対策の実施拠点として、計画的に公共施設の耐震補強事業を実施し、地震に強いまちづくりを目指す。

## 1. 事業計画(平成28年度～平成32年度)

| 自立促進施策区分                   | 事業名<br>(施設名)        | 事業内容                 | 事業主体     | 備考 |
|----------------------------|---------------------|----------------------|----------|----|
|                            |                     | 縁側力フェ推進事業            | 和束町      |    |
|                            |                     | 観光ルート整備事業            | 和束町      |    |
| 2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (1)市町村道             |                      |          |    |
|                            | 道路                  | 山口線拡幅改良工事事業          | 和束町      |    |
|                            |                     | 町道施設改修工事事業           | 和束町      |    |
|                            |                     | 舗装管理事業               | 和束町      |    |
|                            | 橋りょう                | 門前橋整備事業              | 和束町      |    |
|                            |                     | 祝橋整備事業               | 和束町      |    |
|                            |                     | 橋梁長寿命化改修計画事業         | 和束町      |    |
|                            |                     | 橋梁改修設計業務委託事業         | 和束町      |    |
|                            |                     | 橋梁改修事業               | 和束町      |    |
|                            | (2)電気通信施設等情報化のための施設 |                      |          |    |
|                            |                     | 茶源郷行政情報配信システム充実事業    | 和束町      |    |
|                            |                     | 和束町議会システム整備事業        | 和束町      |    |
|                            | (3)地域間交流            | 路線バス管理事業             | 和束町      |    |
|                            |                     | 和束町地域公共交通タクシー助成事業    | 和束町      |    |
| 3. 生活環境の整備                 | (1)水道施設             |                      |          |    |
|                            | 簡易水道                | 簡易水道給水施設整備事業         | 和束町      |    |
|                            | (2)下水処理施設           |                      |          |    |
|                            | 公共下水道               | 下水道整備事業              | 和束町      |    |
|                            | その他                 | 合併処理浄化槽設置事業          | 設置者      |    |
|                            | (3)廃棄物処理施設          |                      |          |    |
|                            | ごみ処理施設              | 家庭用生ゴミ処理モデル事業        | 和束町      |    |
|                            |                     | 家庭用生ゴミ処理器等補助         | 和束町      |    |
|                            |                     | ゴミ減量化推進補助事業          | 和束町      |    |
|                            |                     | ゴミ収集運搬委託事業           | 相楽東部広域連合 |    |
|                            |                     | 相楽東部クリーンセンター長寿命化改修事業 | 相楽東部広域連合 |    |
|                            | (4)消防施設             | 消防積載車更新事業            | 和束町      |    |
|                            |                     | 消防団無線整備事業            | 和束町      |    |
|                            |                     | 消防車両更新事業             | 相楽中部消防組合 |    |
|                            |                     | 梯子車更新事業              | 相楽中部消防組合 |    |
|                            | (5)公営住宅             | 町営第3中西団地建替事業         | 和束町      |    |

| 自立促進施策区分              | 事業名<br>(施設名) | 事業内容  | 事業主体   | 備考 |
|-----------------------|--------------|---|--|----|
| 4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)高齢者福祉施設   |   |  |    |
|                       | その他          | 高齢者ホームヘルプサービス事業<br>軽度生活援助サービス事業<br>日常生活用具給付等事業<br>緊急通報装置設置事業<br>寝たきり老人紙おむつ代補助金事業<br>寝具乾燥丸洗い事業<br>外出支援サービス事業 | 和束町<br>和束町<br>和束町<br>和束町<br>和束町<br>和束町<br>和束町            |    |
|                       | (2)児童福祉施設    |   |  |    |
|                       | 子育て支援センター    | 地域子育て支援センター運営事業   | 和束町  |    |
| 5. 医療の確保              | (1)診療施設      |   |  |    |
|                       | 診療所          | 国保診療所の改築事業<br>(総合保健福祉センター整備)  | 和束町  |    |
| 6. 教育の振興              | (1)学校教育関連施設  |   |  |    |
|                       | 校舎           | 和束小学校上下水道整備事業<br>和束小・中学校空調設備整備事業<br>教育情報化整備事業<br>和束小学校雨漏り改修事業<br>和束小学校プール改修事業                               | 相楽東部広域連合<br>相楽東部広域連合<br>相楽東部広域連合<br>相楽東部広域連合<br>相楽東部広域連合 |    |
|                       |              | 学校給食センター改修事業  | 相楽東部広域連合   |    |
|                       |              |   |  |    |
|                       |              |   |  |    |
|                       | 給食施設         |   |  |    |
|                       |              |   |  |    |
| 7. その他地域の自立促進に関し必要な事項 | (1)公共施設の耐震化  | 公共施設耐震補強事業  | 和束町  |    |
|                       | (2)公共施設の改修   | 庁舎改修事業  | 和束町  |    |
|                       |              | 人権ふれあいセンター改修事業  | 和束町  |    |
|                       |              | 和束町いきいきこども館改修事業   | 和束町  |    |